

警報等発令時の措置

1. 暴風警報および暴風雪警報や大規模地震の警戒宣言（以下、警報等という。大雨警報、洪水警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報は含まない。）発令の場合の休講等については、この措置の定めるところによる。
2. 試験日についても、この措置を適用する。
3. 警報等発令時の授業（本学行事等を除く）の扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 愛知県西部に警報等が発令された場合は下記による。
 - ア 午前7時までに警報等が発令されている場合は、午前中の授業は休みとする。
 - イ 午前11時までに警報等が解除された場合は、午後からの授業は実施する。
 - ウ 午前11時以降も警報等が発令されている場合は、午後の授業も休みとする。
 - (2) 学生の登校後に、愛知県西部に警報等が発令された場合は、学長の指示に従うこととする。
 - (3) 学生の居住地に警報等が発令された場合は、前記(1)に準ずる措置とする。
4. 警報等発令時の本学行事等については学長が関係者と協議の上決定し、愛知きわみ看護短期大学のホームページに掲載する。
5. 以上によりがたい異常気象、災害等の場合は、学長が関係者と協議の上決定し、愛知きわみ看護短期大学のホームページに掲載する。
6. 地震、洪水等で被災した場合は、安否等について速やかに本学に連絡すること。

※ただし、特別警報が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとってください。